

◎佐賀県条例第6号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後										
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>別表第1</b>（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="248 753 1097 1297"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 753 512 805">執行機関</th> <th data-bbox="512 753 1097 805">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="248 805 1097 1297">1・2 略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1・2 略		<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>別表第1</b>（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 753 2020 1297"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 753 1435 805">執行機関</th> <th data-bbox="1435 753 2020 805">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1171 805 2020 858">1・2 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 858 1435 1297">3 <u>知事</u></td> <td data-bbox="1435 858 2020 1297"><u>療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1・2 略		3 <u>知事</u>	<u>療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
執行機関	事務										
1・2 略											
執行機関	事務										
1・2 略											
3 <u>知事</u>	<u>療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>										

改正前	改正後	
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略	
<u>4～7</u> 略	<u>5</u> 知事	<u>不妊治療（規則で定める治療に限る。）に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>6</u> 知事	<u>不育症に対する検査及び治療（規則で定める検査及び治療に限る。）に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>7～10</u> 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。